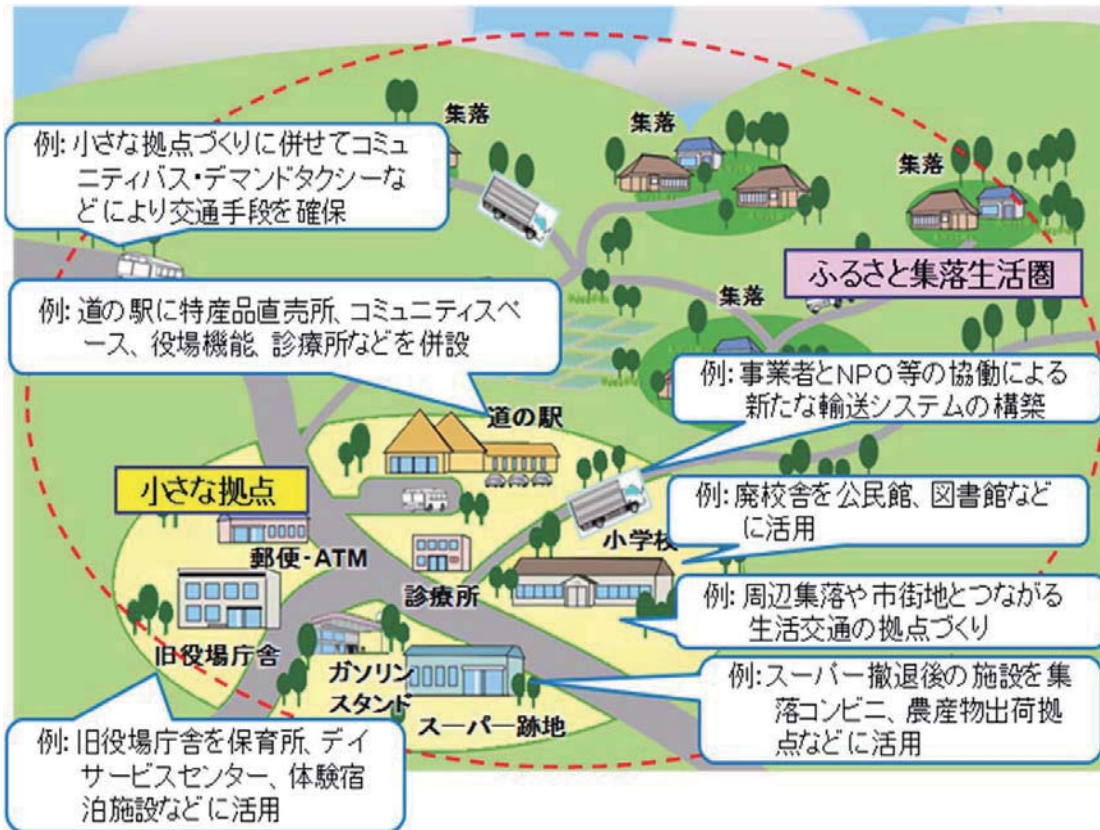


○「小さな拠点」形成のための既存施設を活用した生活機能等の再編・集約への支援

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、集落の生活圏を維持するため、複数の生活サービスや地域活動の場が集約され、周辺集落と都市拠点とのネットワークが確保されたモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等(間接補助)
- 補助率: 1/2以内(市町村)
1/3以内(NPO法人等)
- 対象事業
既存施設を活用した、「小さな拠点」の形成に向けた生活機能の再編・集約に係る改修等